

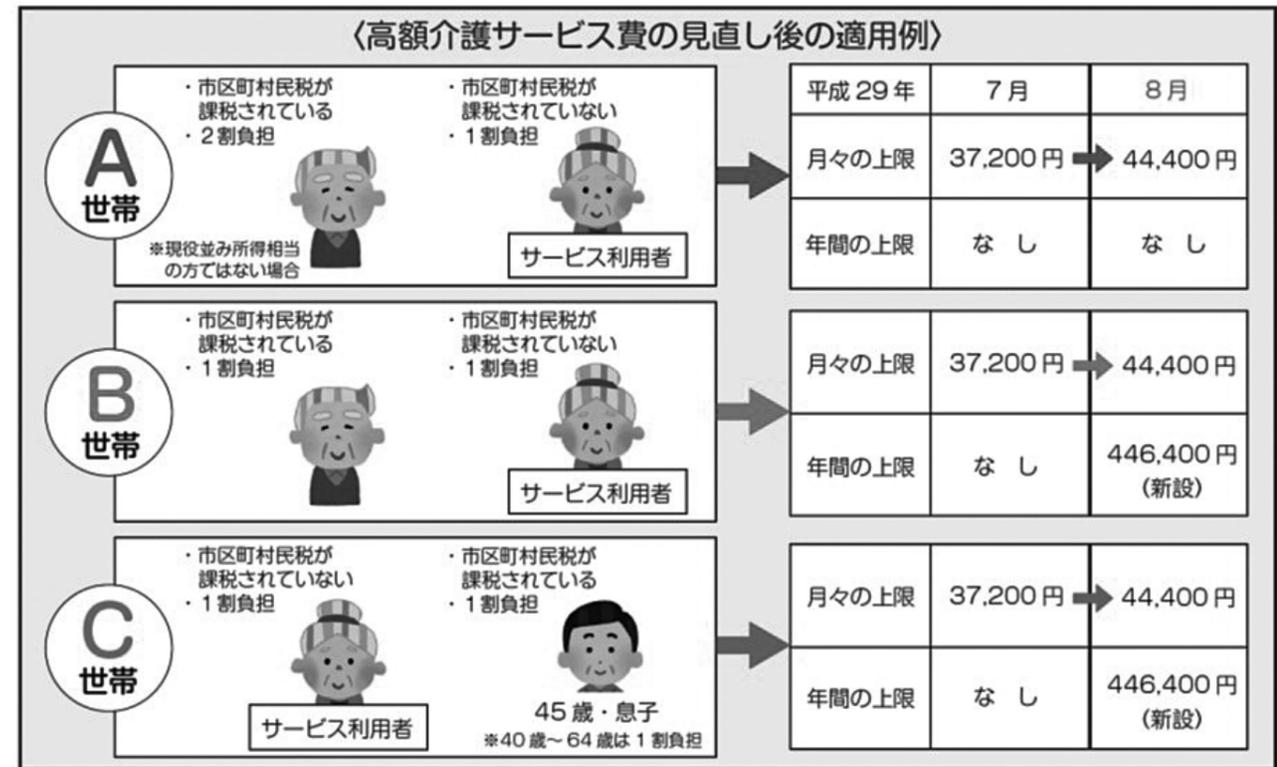
8月から 介護サービスの自己負担限度額が変わります

8月から一部の方の介護サービスの自己負担限度額が引き上げられます。

これまでは65歳以上で課税所得が145万円以上(現役並みの所得相当)の方がいる世帯のうち、その世帯の65歳以上の方全員の収入の合計が520万円以上(単身の方であれば383万円以上)の世帯(現役並み所得者世帯)に属する方だけ、介護サービスの自己負担限度額が1世帯あたり月額44,400円でしたが、8月からは現役並み所得者世帯に属する方だけでなく、市区町村民税を課税されている方がいる世帯(課税世帯)に属する方は、介護サービスの自己負担限度額が1世帯あたり月額44,400円に引き上げられます。

ただし、介護サービスの自己負担限度額が引き上げられる方であっても、その方の属する世帯の65歳以上の方全員の介護サービスの利用者負担割合が1割であれば、8月から翌年7月まで1年間の介護サービスの自己負担限度額が1世帯あたり年額446,400円になります。

対象となる方	介護サービスの自己負担限度額	
	7月まで	8月から
現役並み所得者世帯に属する方	1世帯あたり月額 44,400円 (変わりません)	
現役並み所得者世帯以外の課税世帯に属する方	1世帯あたり月額 37,200円	1世帯あたり月額 44,400円
	その方の属する世帯の65歳以上の方全員の介護サービスの利用者負担割合が1割である方	1世帯あたり月額 37,200円 年額 446,400円
市区町村民税を課税されている方がいない世帯に属する方	1世帯あたり月額 24,600円 (変わりません)	
	前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方など	1人あたり月額 15,000円 (変わりません)
生活保護を受給している方など	1人あたり月額 15,000円 (変わりません)	



問い合わせ先/役場健康推進課介護保険係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

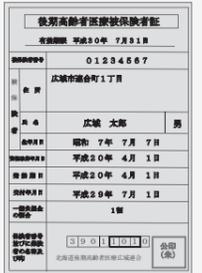
後期高齢者医療制度のお知らせ 保険証(被保険者証)の一齐更新について

●保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、黄色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成30年7月31日です。
- 紛失したときや汚れたときは再交付しますので、役場健康推進課健康保険係までお申し出ください。



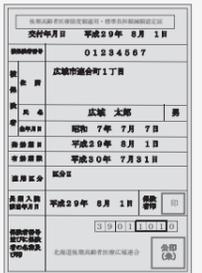
新しい保険証は黄色です

●減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方には、7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からは橙色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、役場健康推進課健康保険係に申請してください。



- 区分Ⅱ** 世帯全員が住民税非課税である方。
- 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方。
- 区分Ⅰ**
- 世帯全員の所得が0円の方。(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
 - 老齢福祉年金を受給されている方。

新しい減額認定証は ^{オレンジ} 橙色です

問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 0 1 1 - 2 9 0 - 5 6 0 1
役場健康推進課健康保険係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

医療費受給者証更新手続きのお知らせ

●重度医療・ひとり親家庭等医療・乳幼児医療の更新手続きが必要です

お持ちの受給者証は、7月31日に有効期限を迎えます。更新対象者の方には更新申請書を発送していますので、7月4日(火)までに手続きをお願いします。

※平成29年1月2日以降に転入された方は、前住所地で交付された平成29年度(平成28年1～12月分)の課税所得証明書で、扶養人数と総所得、年税額が明記されているものを提出してください。

問い合わせ先/役場健康推進課健康保険係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)